

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」発送予定のお知らせ

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

本年中に国民年金保険料を納めた人に、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます。これは、令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日)に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類です。大事に保管して、年末調整や確定申告の際に使用してください。

証明書が届く時期

とき	対象者
令和4年11月初旬頃	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人
令和5年2月中旬頃	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人

その他

- ・家族の国民年金保険料を納めたときは、納めた人がその保険料額を申告することができます。
- ・紛失した場合は、再発行が可能です。

問い合わせ先 米子年金事務所 国民年金課 TEL 0859-34-6111 (音声案内の後②→②)

相談医による「もの忘れ相談会」のお知らせ

もの忘れなどが気になる方を対象に、医師による個別相談会を行います。

「もの忘れの相談をしたいけど専門医療機関には行きづらい」などお悩みの方も、ぜひこの機会にご相談ください。またご家族だけの相談も可能です。

参加ご希望の方は、申込先までご連絡ください。

とき	ところ
12月8日(木) 14:00~ (受付 13:00~)	岸本公民館
対象者	費用
もの忘れなどが心配で、個別相談を希望されるご本人やそのご家族 定員3名程度(先着順)	無料
持ち物	申込締切
お薬手帳など(現在飲んでお薬がわかる物)	12月5日(月)

申込み・問い合わせ先
健康対策課 生活相談室(伯耆地域包括支援センター)
TEL 0859-68-5535



暖房器具取り扱いの注意

暖房器具を使用する際には、事前に点検し、あらためて使用方法などをご確認ください。

暖房器具取り扱いの注意点

- ・器具についているほこりを取る。
- ・プラグやコードに変形や傷がないか確認する。
- ・昨冬に購入した灯油などは使用しない。
- ・カーテンや布団、紙類などの燃えやすいものをそばに置かない。
- ・暖房器具の上に洗濯物を干すと洗濯物が落ちて発火する恐れがあり危険。
- ・暖房器具をつけたまま就寝する際は、気づかない間に布団などが暖房器具に接触して発火する恐れがないよう、十分気を付ける。

問い合わせ先
鳥取県西部広域行政管理組合消防局 予防課
TEL 0859-35-1954

「話してみよう韓国語」第18回鳥取大会 発表映像募集(参加無料)

韓国語初級・中級者の皆さん、韓国語でお話してみませんか？皆さんの発表映像を募集しています。入賞すると最大5万円分の賞品も！
詳細は県ホームページでご確認ください。

申込期限

12月9日(金)まで



県ホームページ
申込用二次元コード

問い合わせ先
鳥取県交流推進課 韓国交流担当
TEL 0857-26-7758